

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

01アダプト・プログラムの推進

	ページ	意見の内容	本市の考え方
1	14	「アダプト・プログラム」等横文字は使わない方が良い。 「Adapt」は辞書によると「適応させる」とあるが、素案の「各種市民団体が道路等公共空間を区域を定めて美化活動すること」と、どう関連があるのか分かりにくいと思います。	アダプト・プログラムとは、1985年アメリカテキサス州で始まった新しい美化活動システムです。 ハイウェイの一定区間を道路管理者とボランティアグループが養子縁組（adopt）する方法で美化活動を行うもので、アメリカ全土に広がり、日本においても神奈川県や逗子市でも「アダプト・プログラム」として美化活動などを実施しており、その他多くの自治体等で導入し成果をあげています。 鎌倉でもアメリカの「アダプト・ア・ハイウェイ」を参考に、鎌倉らしいまち美化システムとして、「鎌倉アダプト・プログラム」を取り入れました。 御指摘を踏まえ、「アダプト・プログラム」について、説明を加えてわかりやすい表現にします。
2	14	アダプト・プログラムの推進 こういう制度があることが知られていない。自分の参加できる団体があっても連絡先が不明である。（個人情報のため？）何か方法がある筈。	市のホームページで活動団体のサイトを紹介しているものもありますが、活動団体の事務局が個人になってしまうこともあり、連絡先の公表はしていません。 参加を希望する活動団体の連絡先等につきましては環境保全課にお問い合わせいただければ、活動団体へ確認いたしますのでご相談ください。また、アダプト・プログラム制度や参加方法につきましてはホームページや広報かまくら等を活用し、市民の方等に広く周知してまいります。

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

02クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進

ページ	意見の内容	本市の考え方
1 14 ~16	<p>クリーンアップかまくら市内一斉清掃は観光地としての鎌倉の価値を維持、向上するために今後も継続していくべき取り組みと考えるが、一方まち美化クリーンデーの活動が市民の間であまり認識されていない様に感じる。</p> <p>今後、高齢化が進む中で活動への自治会・町内会の参加率を高める事は重要であるが、参加を促進する施策にはさらに工夫が必要と考える。例えば家族で参加できるイベントとセットにする事や、市内の買い物等で優待を受けられる活動証明書を参加者に発行するなどの方法が考えられないだろうか。</p> <p>然し活動が活性化できたとしても活動範囲が市内隅々まで網羅できる事はあり得ない。また、道路等へ空き缶、ペットボトルや吸い殻が捨てられている状態の継続を看過しては、活動参加者への負担の押付けとなり兼ねず、環境美化活動の継続を困難にする可能性もある。活動を維持、発展させるためには改めて市民一人ひとりに道路や空き地にゴミを捨てない、放置しないという意識の啓発が必要である。割れ窓理論と言われる様に、小さな犯罪（ゴミ捨て）を看過する事が更なる環境悪化（不法投棄）等につながる可能性は否定できない。市民の意識を変える事で行動を変え、更に結果を変えるためには市に粘り強い取り組み、可能な限り目標の数値化、途中経過の公表をお願いしたい。</p>	<p>本市の考え方</p> <p>まち美化クリーンデーは、原則毎月第1日曜日に自治会・町内会等が地域の清掃活動を行うもので、自治会や町内会の都合による急な日程変更があることから、実施日等について自治会・町内会から地域の方々に周知しています。</p> <p>今後、より多くの市民に御参加いただけるよう、市のホームページや広報でも活動内容や参加方法等を紹介するなど、周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>まち美化活動の活性化のための工夫につきましては、昨年、神奈川県がビーチクリーン等に参加して貯めたポイントを地域通貨として利用できる実証実験を鎌倉市内で行っており、本市においても、今後、導入に向けた取組内容を検討する予定です。</p> <p>また、市では、市内各地域から公募や推薦により、御協力いただける市民に「鎌倉市まち美化推進員」を委嘱し、ポイ捨て防止やまち美化の実践や啓発に取り組んでいただいております。</p> <p>まち美化活動は、継続して取り組み、活動の輪を広げることが重要であると考えており、今後も市民や事業者等と協力して取組を進めてまいります。</p>
2 14 ~16	<p>クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進</p> <p>若宮大路とR134に関して鎌倉市はコミットしていない感じがする。たしかに県道と国道ではあるが鎌倉市の看板道路ではないか。せめてキャンペーンのときには除草ごみの回収をやったらどうですか。（除草の日でないことは承知していますが、空き缶の回収だけでは見栄えがしない。）</p>	<p>神奈川県管理の道路等である若宮大路については、クリーンアップかまくらなどで清掃活動の他に神奈川県と自治会・町内会が連携して除草作業や回収を実施しています。</p> <p>国道134号の植栽部分の除草や維持管理については、県と協議するなど検討してまいります。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

03路上喫煙防止の推進

ページ	意見の内容	本市の考え方
1	<p>16</p> <p>路上喫煙禁止区域の道路、公園、広場、屋外の公共の場所への禁止区域拡大に反対します。周りに喫煙の影響を受ける人がいればともかく、いなくても禁止とは権力の乱用と言わざるを得ません。大体、タバコの煙が人体にどのくらい影響があるのかは、科学的統計的に明示されていません。医者は寿命が短くなると言いますが、根拠を聞くとハッキリしません。また、隠れて吸いますし捨てます。毎年市に3億円弱のたばこ収入があるようですが、これを基に「喫煙コーナー」を作り分煙すべきです。また、寿命が短くなるというのであれば年金支給も減ります。</p>	<p>本市の考え方</p> <p>路上喫煙については、たばこ火の問題、たばこのポイ捨て、煙の苦情が寄せられています。「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」において、屋内の職場と屋内の公共の場所について全面禁煙とすることが求められています。国際的な状況に呼応して、我が国でも健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年（2020年）4月1日から全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取組がマナーからルールへと変わります。改正健康増進法では、屋内を対象として受動喫煙防止の対策を行うものですが、法令改正の趣旨に鑑みて、全市における路上喫煙の禁止を検討しています。路上喫煙禁止への取組と併せて喫煙者と非喫煙者の共存に向けた対策が必要であると考えています。令和2年度（2020年）に屋内型喫煙所の整備を予定しており、今後も関係機関や民間事業者とも連携して喫煙者と非喫煙者の共存できる環境を整備してまいります。</p>
2	<p>16</p> <p>路上喫煙の防止の一日当たりの指導件数は経年低下傾向にあるとの事だが、改正健康増進法の施行を控え、原則住宅やホテルなど以外での喫煙が禁止された場合、喫煙場所を道路等屋外に求める喫煙者が増加する可能性がある。通勤の為、自宅から最寄駅の間を歩いていると、バス停の前や路上に沢山の吸い殻が捨てられているのが目に付く。日中もそれほど歩行者が多い道路ではないが、夜間等更に人通りが少なく人目に付かない事から、歩行喫煙と吸い殻のポイ捨てを行う喫煙者が未だに存在するのは事実である。然し、これらの箇所に監視の目を設置する事は困難であり、結局は喫煙者のモラルに頼らざるを得ない。については観光地や駅周辺だけでなく、その他地域についての実態も調査、公表し改善に向けての啓発に繋げて欲しい。</p>	<p>健康増進法の一部を改正する法律が令和2年（2020年）4月1日から全面施行されるにあたり、市も受動喫煙対策の強化が必要であり、現在、路上喫煙禁止区域を全市に拡大することを検討しています。路上喫煙禁止区域の拡大に向けて、路上喫煙巡回警備等を行う予定であり、その中で、路上喫煙の状況把握を行い、路上喫煙禁止、吸い殻のポイ捨て防止等について啓発してまいります。また、令和2年度（2020年）には受動喫煙防止や吸い殻のポイ捨て防止のため屋内型喫煙所の整備を予定しています。</p>
3	<p>16</p> <p>路上喫煙防止の推進 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を周知し、道路や公園、広場など公共の場所での喫煙を禁止します。（SDGS 3（P16）） ・これまで広報周知が徹底していなかったように思う。改正健康増進法の施行により、今年4月から受動喫煙防止対策が必須となる。神奈川県も4月から「たばこはマナーからルールへ。」と具体的な取組が始まる由。分煙から始まった喫煙関連の施策は、時代を経てよくぞここまでと感慨深い。これに先駆けて鎌倉市役所は昨年から庁内を喫煙禁止にされたとのこと。 ・街中で歩きたばこは未だ見かける。この際徹底してほしい。 ・吸い殻のポイ捨ても問題。気になる行為と場所 歩行喫煙（車上：バイク・車）によるポイ捨て バス停周辺 よく見かけ、吸い殻を拾います。バス会社とのタイアップ 具体的な対策が必要 ・捨てる人を増やし、吸い殻ゼロのまちをめざす。捨てるににくい状況をつくるのも一案と思います（不心得愛煙家のしりぬぐいで釈然としませんが）</p>	<p>健康増進法の一部を改正する法律が令和2年（2020年）4月1日から全面施行されるにあたり、市も受動喫煙対策の強化が必要であり、現在、路上喫煙禁止区域を全市に拡大することを検討しています。路上喫煙禁止区域の拡大に向けて、路上喫煙巡回警備等を行う予定であり、その中で、路上喫煙の状況把握を行い、路上喫煙禁止、吸い殻のポイ捨て防止等について啓発してまいります。また、令和2年度（2020年）には受動喫煙防止や吸い殻のポイ捨て防止のため屋内型喫煙所の整備を予定しています。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

04不法投棄への対策、05あき地の適正管理

	ページ	意見の内容	本市の考え方
1	17	<p>不法投棄への対策と(5)あき地の適正管理 私は違反広告物除却協力員で旧鎌倉市内のパトロールを行っています。不法投棄については故障自転車の放置があり、公道上の場合は市民安全課に処理してもらえるが、私有地内の場合は取り合ってもらえない。私有地内であっても公道から見える空き地の場合は美化上問題である。空き地といっても空き家に隣接した駐車場の場合もある。空き家の持ち主に交渉できればよいが一市民では困難である。こういう場合は行政が動いてほしい。</p>	<p>私有地（空地）における不法投棄については環境保全課が現地を確認するなど、市が所有者を調査し、改善を促す通知をするなど状況に応じて対応してまいります。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

06飲料等回収容器の適正管理

	ページ	意見の内容	本市の考え方
1	18	<p>飲料等回収容器の適正管理 自販機業者によっては自分の商品の空き容器でないものが投棄されることを理由に回収容器（空き缶入れ）を撤去している例がある。また、複数台数の自販機に対し1台の回収容器しかない場所もある。適正な回収容器配置と管理を徹底させてほしい。</p>	<p>市内全域で鎌倉市まち美化推進員の協力を得て飲料用自動販売機の回収容器の設置状況等の調査を実施しており、調査に基づいて、適正な維持管理がなされていない場所については文書での指導や事業者、商店街などへ直接出向き指導を実施しています。 今後も継続して回収容器の設置と適正な維持管理の徹底について取り組んでまいります。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

07落書き対策

	ページ	意見の内容	本市の考え方
1	19 ~20	<p>落書き対策、違反屋外広告物以外の貼り紙への対応</p> <p>私は鎌倉を美しくする会の会員ではないが情報提供を行っている。パトロール地域は旧市内である。除却は原則として行っていなかった。しかし、課題は会員の高齢化であり何らかの対策が必要な時期になっていると感じる。そのため最近は貼り紙の除却は自ら行っている。</p> <p>落書き・貼り紙の予防には防犯カメラの設置がすこぶる有効である。よって、例えば10台以上の駐車場には防犯カメラをつけさせるといった案もある。検討してもらいたい。正に防犯カメラの効用である。</p>	<p>落書き等への情報提供、貼り紙の除去について御協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>御提案いただきました防犯カメラの設置については、防犯対策も含め落書きや貼り紙の抑止力に効果があると認識しています。</p> <p>市では、地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間に設置する地域防犯カメラの設置費補助を自治会・町内会など地域住民で組織された自主防犯活動団体等を対象に行っており、毎年10台以上設置されています。</p> <p>駐車場などの施設については、その施設管理者が状況に応じて防犯カメラを設置することになります。</p> <p>今後も地域の巡回警備などで、地域の状況を確認し、落書きや貼り紙防止の対策に努めてまいります。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

その他

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>スーパーレジ袋は、プラではなく自然分解するものに変える。 鎌倉市の有料ゴミ袋に自然分解袋も加える。 急には無理なので1年の猶予をもって、すべて自然分解袋に変えてもらう。 別に市指定の特別な袋を作らなくても、メーカー指定さえして、スーパーに置いてもらうだけでOK。 福助工業、株式会社カネカ、etc. たぶん福助工業が一番現実的かと思われるが、市でも調査してください。各社電話かけて聞いてみてください。 「レジ袋製造大手の福助工業（愛媛県四国中央市）は海中で生分解される植物由来プラスチックを使用したレジ袋を開発した。 カネカ生分解性ポリマーPHBH®を使用した各種製品」などなど。 GREENマーク指定の袋は山のようにあるから、GREENマーク指定の袋にするとか変えればいい。1年をめぐりに市指定のビニール袋はやめる。スーパーや小売のレジ袋も自然分解できるものにするように変えてもらう。</p>	<p>市では、平成30年（2018年）10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、レジ袋の利用廃止、回収などを一層推進するとともにプラスチック製ストローの利用廃止を求めていくことにより、ゼロ・ウェイストの実現、さらにはSDGsの目標を達成できるように取組を進めています。 そのため、ごみの指定収集袋（有料袋）については、環境負荷の少ない、バイオプラスチック素材の袋の導入を検討しております。 また、レジ袋の代替手段として、マイバックの普及促進に一層取り組んでまいります。</p>
2	<p>素案全体についてこれで良いと思います。</p>	<p>素案について、御賛同いただき、ありがとうございます。</p>
3	<p>私も時々ごみ拾いをしながら大船駅東口まで行きますが、捨てる所がありません。 持ち帰れ、と仰るが、それから行くところがあって行くので、ごみを持ったままでは行けません。 駅の改札外に収集ボックスがあったらと思います。 以前は、駅近のコンビニに外出しでボックスが有りましたが、今は見かけません。考えて下さい。</p>	<p>まち美化活動に御協力いただきありがとうございます。 本市では、ごみの散乱やポイ捨てを防止するため、ごみの持ち帰りを呼びかけています。 駅などに市が設置していたごみ回収容器については、ごみの持ち帰りの徹底とごみ回収容器に多く出されていた家庭からのごみ袋の投入を防ぐため、市民や事業者等を委員とするまち美化推進協議会での協議を経て、平成26年度（2014年度）末に撤去しました。 収集していただいたポイ捨てごみは、可能な範囲で分別していただき、普段から御利用いただいているクリーンステーションにお出しいただくことが可能です。この際、指定収集袋（有料袋）をお使いいただく必要はありません。袋に「清掃ごみ」と記載していただければ、回収いたします。 大船駅東口までの通勤途中に収集したごみの回収については、今後の課題として検討いたします。 なお、ごみ回収容器の撤去後は、周辺でのごみの散乱はなく撤去前より状況は改善されたとの評価を得ています。 今後もごみの持ち帰りの周知・啓発活動を行うとともに、鎌倉市まち美化推進員等の清掃活動を通じて、ごみの散乱防止やポイ捨て防止の周知・啓発を進めていきます。</p>
4	<p>また、市会議員や市職員がごみ拾いをしている姿は見たことがありません。 議員が率先して模範を示すよう伝えて下さい。議員に、それも市のため、市民のためだと。</p>	<p>鎌倉駅西口駅前時計台広場など、市職員がポイ捨てごみの収集を行い、清掃を行っています。 個別にごみ拾いをしている職員もおりますが、今後、市職員等に対し、通り道クリーン運動を推進してまいります。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

その他

	意見の内容	本市の考え方
5	<p>まち美化の施策及び目標とその具体事業については、活動主体と具体的事業が一つひとつ挙げられているが、市民が主体の活動については事業内容に具体性が欠けているものがある様に感じる。強制的なものでない以上、具体的な内容、目標数値迄踏み込めないことは理解できるが、KPIを設定することで市としての活動の企画・運営についてPDCAを回しやすくすることができるのではないかと。</p>	<p>KPIについては、行政評価の中で落書きの除去率や不法投棄の処理件数について指標を設定し、取り組んでいるところですが、今後、「鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」で規定しているまち美化推進協議会において、まち美化行動計画に基づく各具体的事業の進捗状況を報告し、行政評価の内容や市民アンケート等から目標設定が可能な事項について検討し、より効果的に計画を実行できるよう努めてまいります。</p>
6	<p>鎌倉市まち美化行動計画のあり方 策定に当たり、2015年国連サミットで採択された世界共通の課題SDGSを活かした行動計画は分かりやすい。市民、事業者、行政、滞在者等に行動計画を広報周知し積極的に実施する。また5年後達成出来たかを検証することを前提に一貫した施策にしてほしい。</p>	<p>素案について、御賛同いただき、ありがとうございます。 行動計画に基づき、まち美化活動の推進に向けて周知啓発を行い、実績把握、目標に対する検証を行ってまいります。</p>
7	<p>みなで減らそうプラスチックごみの削減 当たり前に使っているプラスチックの歴史はたかだか70年。しかし現在ではなくてはならない包装容器としても数多く使われています。 何とか減らせないものか： 12 SDGS つくる責任 使う責任 ①使用量削減 ひとり1人の意識を高める マイバッグ マイボトル持参 など出来ることから実践しよう。他</p>	<p>市では、平成30年（2018年）10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、レジ袋の利用廃止、回収などを一層推進するとともにプラスチック製ストローの利用廃止を求めていくことにより、ゼロ・ウェイストの実現、さらにはSDGSの目標を達成できるように取組を進めています。 中でも、リデュース（減らすこと）、リユース（繰り返し使うこと）は重要な取組と考えており、引き続き、マイバックの普及促進の強化、ウォーターサーバーを市内各所に設置することによるマイボトルの普及促進など民間企業や団体と連携して取り組み、レジ袋やペットボトルの発生抑制を図ってまいります。</p>
8	<p>（その他）鎌倉市まち美化に関して 鎌倉市は公営のごみ箱を撤去した。理由はごみ箱の周囲が汚れるからということである。しかし、散らばったごみよりは集積されたごみの方が本来は処理しやすい。（エントロピーの法則）。問題はごみ箱があふれる状態になってしまう回収システムの欠陥にあったと私は考えている。インバウンド観光客などにも持ち帰りを強要している。今後、レジ袋有料化の動きもあり、来客者にごみ袋を提供するなど対策を考えるべき。（世界標準でないことをやってもらうならそれなりのコストがかかる）。</p>	<p>市では、ごみの散乱やポイ捨てを防止するため、ごみの持ち帰りを呼びかけています。 駅などに市が設置していたごみ回収容器については、ごみの持ち帰りの徹底とごみ回収容器に多く出されていた家庭からのごみ袋の投入を防ぐため、市民や事業者等を委員とするまち美化推進協議会での協議を経て、平成26年度（2014年度）末に撤去しました。 なお、ごみ回収容器の撤去後は、周辺でのごみの散乱はなく撤去前より状況は改善されたとの評価を得ています。 今後もごみの持ち帰りの周知・啓発活動を行うとともに、鎌倉市まち美化推進員等の清掃活動を通じて、ごみの散乱防止やポイ捨て防止の周知・啓発を進めていきます。</p>

第5次鎌倉市まち美化行動計画素案への意見に対する本市の考え方について

その他

	意見の内容	本市の考え方
9	<p>(その他2) 違反広告物について 今回のパブコメの対象でないのかもしれませんが、違反広告物も美化を阻害しています。違反広告物がなくなるのは常習犯(確信犯)がいるからです。罰則を設けてもらいたい。</p>	<p>違反広告物については、設置されている場所によって適用される法令が異なりますが、道路法又は神奈川県屋外広告物条例において規制しており、罰則を設けています。 市では、地域と行政が一体となり、違反屋外広告物がない環境づくり、まちづくりを推進するため、平成15年(2003年)9月に鎌倉市違反屋外広告物除却協力員制度を創設し、市民の方の協力も得て、神奈川県屋外広告物条例で定める簡易除却対象物(はり紙、はり札、のぼり旗など)を除去しています。 除却協力員や関係業界の方々と協力し、違反屋外広告物除却キャンペーンを行い、屋外広告物制度の普及・啓発を推進しています。</p>